

令和5年2月1日

行き場のない重度知的障がい児者の現状と課題

障がい者福祉研究所
代表 足高 慶宣第1 現状—首都圏近郊における行き場のない重度知的障がい者¹

1. 知的障がい者の入所施設に関し、入所を希望し待機している障がい者が全国で少なくとも18,000人余りいることが報道され、社会問題となっている。²報道でも触れられているが、この18,000人の待機者のうち大半が、強度行動障害や重複障害を有する重度知的障がい者である。

特に首都圏近郊では、入所施設の待機者のみで、東京都が1359人、埼玉県が1663人、千葉県が537人、神奈川県が517人（推定値）と合計4000人を超えている。³潜在的な待機者を考慮すれば4000人を優に超えると想定され、数多くの重度知的障がい者とご家族が行き場のない状況を強いられている。

2. 首都圏の実態としては、埼玉県の待機者1663人のうち1177人が重度障がい者であり、全体の70%を占めている。⁴その他、東京都の杉並区が公募で実施している障害者施設整備事業では、行政側の担当者が「盲目の強度行動障がい者の方を筆頭に、多数の方が受け入れを待っていらっしゃいます」と述べ、重度知的障がい者の深刻な待機状況が明らかにされた。⁵事実、当研究所に所属する千葉県の法人が、2022年10月から2023年1月にかけてグループホーム利用者の募集を東京都内で行ったところ、合計210人の応募があり、うち約160人が中程度～強度の行動障害を有する知的障がい者の方々であった。

¹ 法律上の用語として使用する場合には「障害者」との表記を使用する。

² 「障害者の入所施設 待機者1万8000人余 背景に『老障介護』か」NHK、2022年5月6日。

³ 首都圏の入所待機者数：東京都1359人 [2020年3月末時点]、埼玉県1663人 [2019年5月末時点]、千葉県537人 [2022年4月1日時点]、神奈川県517人 [神奈川県は集計をしていないため推計値]

⁴ 埼玉県の1663人の入所待機者のうち、強度行動障害者が803人、重複障害者が169人、障害支援区分6の身体障害者が205人を占めている。(2020年3月12日埼玉県予算特別委員会 福祉部長の答弁より)

⁵ 久我山一丁目都有地を活用した障害者施設の整備について (令和3年6月7日杉並区)

3. 今後、家族の高齢化が進み「老障介護（高齢の親が障がいのある子どもを介護する状況）」が深刻化すれば、より一層、重度知的障がい者の入所施設やグループホームの希望者が増加し、待機者数が増加することが予想される。

以下、当会に加入する法人や実際に入所施設やグループホームを探しているご家族の意見をもとに、現状で生じている問題の原因を報告する。

第2 原因－入所施設の減少とグループホーム支援の限界

1. 入所施設の不足

(1) 第6期障害福祉計画は、入所施設の利用者数を、令和元年度実績比で令和5年度末までに約3400人程度減少させることを計画している。⁶入所施設の待機者が18,000人余りいる中で、入所施設の定員数が約3400人も削減されれば、入所施設の不足はより深刻化することになる。

(2) なお、入所施設に関しては、完全に新設が認められないわけではなく、首都圏では東京都江東区や神奈川県川崎市などで新規の入所施設がオープンしている。⁷しかし、これらの入所施設は「通過型施設」として位置づけられており、入所後3年程度を目途に地域へ移行することが前提とされている。

後述するように、重度知的障がい者の受け入れが可能なグループホームは極めて限られている。そのため、通過型施設に入所したとしても、次の行き場の確保に苦慮することになり、終の棲家としての活用が十分にできているとは言い難い。

2. グループホーム単体での支援の限界

(1) 第6期障害福祉計画は、グループホームの利用者数を令和3年度から令和5年度末までに約17,000人程度増加させることを計画しており、グループホームを入所施設の退所者の受け皿として位置づけている。⁸しかし、グループホーム単体での支援には限界があり、入所施設を利用されていたような重度知的障がい者を受け入れられる場所は極めて限られている。

⁶ 第6期障害福祉計画に記載されたサービス見込み量をもとに障がい者福祉研究所が集計。令和元年度実績126,819名（一部の県は令和2年度実績を集計）に対し、令和5年度見込み量は123,337名（▲3,482名）となっている。

⁷ 桜の風もみの木（川崎聖風福祉会）、Up to You 塩浜 Living（東京都江東区・睦月会）等

⁸ 第6期障害福祉計画に記載されたサービス見込み量をもとに障がい者福祉研究所が集計。令和3年度見込み量145,387人に対し、令和5年度見込み量は163,267人（+17,880名）となっている。

- (2) 激しい自傷行為・他害行為・破壊行為といった強度行動障害を有する重度知的障がい者の場合、安全面を確保するため、多くのケースでマンツーマン支援が必要となる。そして、仮にマンツーマン支援を行ったとしても、厳しい支援内容による職員の退職リスク、自傷行為や他害行為が生じた場合の訴訟等のリスクを常に抱えることとなる。

従来型のグループホームは、軽度～中度の方が利用することを前提に制度設計がされており、設備面や職員配置面において、重度知的障がい者の対応をすることは困難である。また、重度障がい者の受け入れを想定して創設された「日中サービス支援型グループホーム」であっても、下記表に記載する程度の職員配置となるため、複数の重度知的障がい者に対してマンツーマン支援を行うことは事実上不可能である。⁹

<表：日中サービス支援型グループホームの職員配置の一例>

定 員	10 名
平均区分	5 (内訳：区分 6：3 名、区分 5：5 名、区分 4：2 名)
職員配置	生活支援員（介護）：2.78 名 [常勤換算] 世話人（家事援助）：2 名 [常勤換算] 夜間支援従事者：常時 1 名以上 サービス管理責任者：1 名 管 理 者：1 名

- (3) 以上の点からすると、日中サービス支援型グループホームであっても、職員の配置を考慮すれば、1 棟あたりで受け入れ可能な重度知的障がい者は 1～2 名程度が限界であり、かつ、日中はグループホーム以外の場所で日中活動サービスの利用が必須となる。

このように、重度知的障がい者のご家族にとって、入居可能なグループホームを探すことは極めて困難な状況にあり、現状のグループホーム制度をそのまま増加させただけでは問題は解決できないと考えられる。

3. 重度知的障がい者を受け入れ可能な日中活動サービス事業所の不足

- (1) 重度知的障がい者のご家族が入居可能なグループホームを探す場合、昼間の時間帯は日中活動サービスを利用することが条件として提示されるケースが増えている。これは、複数の重度知的障がい者が日中の時間帯も常時グループホームに滞在した場合、グループホームの職員配置上、利用者への支援や対応が困難であることによる。

⁹ 複数の重度知的障がい者の受け入れを行っている社会福祉法人茶の花福祉会でも、入所施設の代替案として日中サービス支援型グループホーム事業を検討している。しかし、グループホームを建築したとしても、1 棟で対応可能な重度知的障がい者の人数は事実上限られてしまうため、計画は難航している。

他方、重度知的障がい者が利用できるサービスとしては、生活介護又は就労系サービスが考えられるが、首都圏近郊では生活介護等のサービスは満員であることも多く、容易に利用ができないことも多い。¹⁰また、日中活動サービス事業者側としても、グループホームと同様の理由から、複数名の重度知的障がい者を受け入れられないケースが多数生じている。

- (2) したがって、重度知的障がい者を抱える家族が、グループホームの入居を検討する場合、「重度知的障がい者の受け入れが可能なグループホームを確保する」と同時に、「重度知的障がい者の受け入れが可能な日中活動サービス事業所を確保する」必要があるため、極めて高いハードルが課せられている。

事実、当会に所属する法人が、グループホームへの入居希望者等にヒアリングしたところ、日中活動サービスの定員が満員であったり、重度知的障がい者の受け入れができないケースが多く、グループホームの利用も断念したとの声が多数挙げられていた。

4. 家族への情報提供不足

- (1) 重度知的障がい者やご家族がグループホーム等の利用を検討する場合、①インターネットで各施設を検索する、②行政の福祉課に相談する、③相談支援事業所に相談することが主に想定される。

しかし、老障介護が問題視される中、家族の高齢化も著しく進んでおり、インターネットで自ら施設を検索することが困難な状況が生じている。¹¹行政の福祉課の場合、東京23区等では行政側から家族に対して率先して新規施設の提案などを行うケースもあるが、他方で相談支援事業所に全て委ねている地域もあり、地域格差が生じている。

相談支援事業所への相談に関していえば、相談支援事業所の専門化が進む一方、事業所が増加し細分化したによる弊害も生じている。すなわち、家族側としては、どの相談支援事業所に相談に行けば良いのかわからず、グループホーム等の施設側としてもどの相談支援事業所に情報を提供すれば良いのかわからない状況が生じつつある。

- (2) 前出の千葉県の法人が東京都内で募集説明会を開催した際には、参加者から「都内で探しても秋田や青森の都外施設しか入れない。」「自分たちでは他県の施設の情報は集められない。」「相談支援事業所も他県の情報はあまり手に入らない。」「都内で説明会を開催してもらえるだけで非常にありがたい。」といった声が寄せられた。

このように、家族側が十分な情報を受け取れないことで、もともと限られた重度知的障がい者の受入れ可能なグループホームや入所施設への間口が、更に狭まることになっている。

¹⁰ 神奈川県川崎市の社会福祉法人長尾福祉会からのヒアリング

¹¹ 社会福祉法人長尾福祉会では利用者の家族の高齢化が著しく進んでおり、施設側が高齢のご家族に対する生活相談やサポートを行うケースも生じている。

第3 解決案—重度知的障がい者専用の入居施設制度の新設

日本知的障害者福祉協会は、昨年7月に「著しい行動障害のある人の住まいの創設（ユニットホーム）」を提言した。¹²当研究所としても、同協会の提言に賛同する。

国が入所施設の定員削減を続け続ける以上、終の棲家として入所施設を希望される重度知的障がい者やご家族の希望が叶うことはない。そして、既に述べた通り、重度知的障がい者の方々を、既存のグループホーム制度の派生型では対応が不可能な状況である。

今後、家族の高齢化により「老障介護」の深刻化が進めば、より一層、入所施設や重度知的障がい者に対応した入居場所の必要性が高まることになる。

当会としては、今後も入所施設の定員が削減され続けるのであれば、利用者1人に対して職員が1名を基準とした重度知的障がい者専用の入居施設制度の検討・創設を強く要望する。

以上

¹² 「強度行動障害 総合的に対策に着手」福祉新聞、2022年7月26日。